

加古川市耐震改修促進計画（改定素案）の概要

【計画の概要】

■ 計画改定の背景

- 「加古川市耐震改修促進計画(平成19年度から平成27年度)」を策定。
- 「加古川市耐震改修促進計画(平成28年度から平成37年度)」を改定。
- 「耐震改修促進法」に基づく「国の方針」が改正。(令和7年)

住宅については令和17年までに、大規模多数利用建築物については令和12年までにそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とされ
本市における住宅の耐震化率は令和5年度で87.3%、多数利用建築物についても令和7年度の耐震化率は94.2%にとどまり、本計画に定めた目標を下回ることは明らかとなっている。

- 「兵庫県耐震改修促進計画」が改定予定。(令和8年3月)

計画期間は、令和8年度から令和17年度の10年間

県は、令和17年に耐震性が不十分な住宅、多数利用建築物をおおむね解消することを目標に設定される。

- 新たな目標を設定し、「加古川市耐震改修促進計画」を改定する。

■ 計画の位置付け

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項の規定により、「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき定める。
- 「加古川市総合計画」及び「加古川市地域防災計画」との整合を図る。

■ 計画の対象、期間

- 計画の対象は、昭和56年5月31日以前に建築された住宅・建築物とする。
- 計画期間は、令和8年度から令和17年度の10年間
- 令和12年度に進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。

【耐震化の現況と目標】

■ 住宅の耐震化の目標

○ 耐震化率の現況と目標

住宅	現況(R5)	目標(R17)
加古川市	87.3%	おおむね解消
兵庫県全体	91.7%	おおむね解消

○ 意識啓発活動の目標

- 耐震性のない住宅に対して、ダイレクトメールや戸別訪問等の行政から居住者に対する「プッシュ型意識啓発」を行う。

■ 多数利用建築物の耐震化の目標

○ 耐震化率の現況と目標

多数利用建築物	現況(R7)	目標(R17)
加古川市	94.2%	おおむね解消
兵庫県全体	93.4%	おおむね解消

※多数利用建築物

(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

(規模) 一部の用途を除き、3階以上かつ1,000m²以上

【住宅及び多数利用建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策】

■ 基本的な取組方針

住宅及び多数利用建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として主体的に取り組むことが基本であり、市は県と連携して、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を講じる。

■ 耐震化の促進を図るための支援策

○ 簡易耐震診断推進事業の推進

- 住宅の簡易耐震診断を希望する所有者等に対し、無料で診断員を派遣し、耐震診断を実施する簡易耐震診断推進事業を推進していく。

○ 住宅耐震化促進事業の推進

- 耐震診断の結果、耐震性が不足すると診断された住宅の所有者等に対し、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費等への補助をおこない、民間住宅の耐震化を推進していく。

○ 多数利用建築物の耐震診断・耐震改修の推進

- 中規模及び小規模多数利用建築物については、引き続き耐震診断実施の啓発をするとともに、耐震化費用に対する補助制度の創設を検討していく。

■ 耐震化に関する意識の啓発及び知識の普及

○ 旧耐震基準住宅居住者等へのプッシュ型意識啓発

- 固定資産税台帳、不動産登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備し、旧耐震基準住宅リストを活用した、行政から居住者等に対するプッシュ型意識啓発を実施

○ 市民全体への幅広い周知

- 市広報紙、HPやSNSの活用、町内会回覧、イベント実施等の機会を捉えた普及啓発活動を引き続き実施

■ 安心して耐震化を図るための環境整備

○ 相談体制の確保

- 安心して事業者を選択できる環境の整備

○ 他分野施策との連携

- 事業者との連携

○ 事業者の信頼性向上

- 低コスト工法の普及・活用促進

○ 事業者の育成